

保存期間30年

通達乙警第802号

通達乙会第281号

令和5年8月1日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担要領の改正について、被害者等の一時的な避難に係る宿泊料の公費負担については、被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担要領の改正について（令和4年8月12日付け通達乙警第851号ほか別添）により運用してきたところであるが、この度、同要領の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担要領の改正について（令和4年8月12日付け通達乙警第851号ほか）は、廃止する。

記

主な改正点

別添の「被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担要領」中の「強制性交等」を「不同意性交等」に改め、対象罪名等を整理した。

別添

被害者等の一時避難場所確保に要する経費の公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）のうち、自宅が殺人、不同意性交等、放火等の犯罪行為の現場となり、当該犯罪行為に起因する自宅の損壊、汚損等により物理的に自宅に居住することが困難となった者や、引き続き自宅に居住することで強い精神的負担を強いられる状況にある者等、被害直後において一時的に避難する必要性が認められるものの、自宅の原状回復や親族宅等への避難に時間を要するためホテル等の宿泊施設を使用せざるを得ない被害者等に対し、緊急かつ一時的な措置として、宿泊施設の宿泊料を公費により負担すること（以下「一時避難措置」という。）に関する必要な事項を定め、被害者等の精神的負担及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 一時避難措置の対象者

次のいずれかに該当し、かつ、適切な避難場所（公的施設のほか、ホテル等の宿泊施設及び親族宅、知人宅等を含む。）を確保することが困難であると当該事件の捜査を担当する警察署長（以下「署長」という。）が認めた被害者等を一時避難措置の対象者とする。

- (1) 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の損壊、汚損等により、被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況にあるとき。
- (2) 自宅又はその付近が犯罪行為の現場となったため、被害者等が当該自宅に引き続き居住することが、被害者等に強い精神的負担を与えるおそれがあるとき。
- (3) 被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるとき。
- (4) (1)から(3)までのほか、被害者支援上、一時避難措置を行う必要があると署長が認めるとき。

3 一時避難措置の除外事由

2の対象者であっても、次のいずれかに該当する場合は、一時避難措置を行わない。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく一時保護その他の制度による公的機関への避難や必要経費の支給が可能な場合
- (2) 捜査上の必要から自宅の使用を禁止された被害者等の協力を確保するため、ホ

テル等の宿泊施設の使用について捜査費等の執行が可能な場合

- (3) 被害者等が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していること、その他の事情から判断して、被害者等をこの制度の対象者とすることが社会通念上適切でないとき署長が認める場合

4 一時避難措置の期間

一時避難措置の期間は、原則として3日間（3泊）までとする。ただし、署長がやむを得ない事情があると認めた場合は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議の上、必要な期間、延長することができる。

5 公費負担対象経費

公費負担となる経費は、一時避難場所での宿泊に要する実費（いわゆる「素泊まり」の税込みの費用）とし、飲食、通信等に伴い発生する料金は含まない。

6 適用判断等

- (1) 署長は、一時避難措置の対象となる被害者等を認知し、本制度を適用する必要を認めるときは、事前に警務課長と検討する。
- (2) (1)の結果、警務課長が一時避難の実施が可能であると判断したときは、署長は、被害者等に本制度の趣旨及び注意事項に関する説明をし、被害者等の意思を確認する。
- (3) 署長は、被害者等が一時避難措置を希望するときは、被害者等から同意書（別記様式第1号）の提出を受ける。

7 支払方法等

- (1) 一時避難場所となる宿泊施設には、原則として当該事件を担当する指定被害者支援要員等が同行し、当該施設の管理者に対し、この制度の趣旨及び支払請求に係る注意事項並びに被害者等に係る個人情報の管理について十分な説明を行い、その理解を得る。
- (2) 宿泊施設の使用料金については、宿泊料金請求書（別記様式第2号）により署長宛てに直接請求を行わせることとし、被害者等に対して無用の負担を与えることのないよう配慮する。
- (3) 宿泊施設の使用料金の支払に当たっては、当該事件捜査を担当する警察署においてその会計手続を行う。

8 報告

署長は、本制度に基づく公費負担を実施したときは、一時避難措置実施報告書（別記様式第3号）により、速やかに警務課長を経由して警察本部長に報告する。

9 留意事項

- (1) 本制度は、他に避難場所を確保することができない場合の措置であることから、他の制度等による救済が行われるべき場合には、その利用を優先させる。
- (2) 一時避難措置に使用する施設は、被害者等の利便性に配慮するとともに、事案の内容、地域の実情、保安上の理由等を勘案の上、一時避難措置に適したものを選定する。
- (3) 本制度の趣旨に鑑み、被害者等の氏名、一時避難措置に使用する施設の名称、場所等一時避難措置に関係する事項について保秘を徹底する。
- (4) 一時避難措置に使用する施設の管理者に対し事前にこの制度を説明し、被害者等の個人情報の保秘に関する協力と連絡体制を確保する。

同意書

私は、被害者等の一時避難に係る公費負担制度を利用するに当たり、下記の事項について同意します。

記

- 1 一時避難に関する事務処理のため、警察署長が、この同意書記載の情報及び当該犯罪被害の情報等を一時避難場所の施設管理者に通知すること及び警察部内で利用すること。
- 2 本制度の対象となる費用は、いわゆる「素泊まり」に要する税込みの費用に限るものであり、飲食、通信その他のサービスに伴い発生する費用については、自費により宿泊施設に支払うこと。
また、事件担当警察署の承認を得ずに宿泊方法を変更するなどして加算された費用は、自費により支払うこと。
- 3 故意又は過失により一時避難先（宿泊施設）の設備等を破損するなどの損害を与えた場合には、当該宿泊施設の約款等に従い、その賠償費用等について自費により支払うこと。
- 4 一時避難中は、事件担当警察署と常時連絡可能な体制を保持すること。
- 5 宿泊方法
 - (1) 利用施設名

(2) 利用者

氏名	年齢	性別	代表者との続柄	連絡先(携帯電話等)
			代表者	

(3) 利用期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (泊)

年 月 日

茨城県 警察署長 殿

〈代表者〉
住所

氏名

茨城県警察本部長 殿

警察署長

一時避難措置実施報告書

事件名(罪名)					
事件概要					
対象者 (複数の場合は代表者)	区分	<input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 同居の親族又は遺族 <input type="checkbox"/> その他			
	住所				
	職業		被害者との続柄		
	氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	電話番号				
必要とした理由	<input type="checkbox"/> 自宅の損壊、汚損等により、自宅に居住することが困難である者				
	<input type="checkbox"/> 自宅に引き続き居住することが強い精神的負担を与えるおそれがある者				
	<input type="checkbox"/> 加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがある者				
	<input type="checkbox"/> その他被害者支援上必要があると警察署長が認めた者 理由				
運用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊)				
宿泊料(予定)	円				
一時避難施設	所在地				
	施設名				
	電話番号				
事件担当者	課 階級	氏名	警電		
支援担当者	課 階級	氏名	警電		

備考 □には、該当する項目に✓点を付けること。
本報告書記載内容の判明する他の書類を添付するときは、当該部分の記載を省略することができる。